

研究論文

不登校に関する諸問題

－心とからだの健康を視点にした不登校児童生徒へのかかわり－

Problems Related to School Non-Attendance
－ Relationship to School Non-Attendance Through
the Viewpoint of Health of Mind and Body －

齋藤 充子

Mitsuko Saito

要約

文部科学省の統計によると、児童生徒数が減少しているにもかかわらず不登校者数は増加している。不登校には心とからだの健康が大きく関係しており、不登校にならないためにも「心とからだの健康」の維持・増進が大切である。当然ながら、不登校傾向・不登校の状態にある児童生徒には登校を目指す基盤となる「心とからだの健康」の回復がなされなければならない。そのため児童生徒へのかかわり方について、学校と家庭、そして本人自身の三方向から追究した。不登校児童生徒の減少に向けての対応が積み重ねられているものの、未だ十分とは言えず、更に、学校の教師には「児童生徒とのかかわりを深めるための、子どもを見つめる力・子どもへの声かけの力・子どもの話を聴く力の向上」が、家庭の保護者には「子どもに自立心を育む子育て力の向上」が、本人には「自己有用感・自己肯定感の向上」が不可欠であり、これらは児童生徒が不登校にならないための、また、不登校から回復するための重要な要因であると考えられる。

キーワード：不登校、心とからだの健康、自立心、自己有用感、自己肯定感

Abstract

According to statistics from the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, the number of school absences has increased despite the decrease in the number of elementary and junior high school students. "Health is greatly related to school non-attendance from mind and body". Naturally, student who are not attending school must recover their "mind and body health", which is the basis for their goal. For that purpose, the author studied how to engage with the problem of school non-attendance from three directions: school, family and individual factors.

Although there have been many efforts to reduce school non-attendance to attend school, it is still not enough. It is important to make efforts for the school teachers to “improvement of the ability to observe children, to speak to student and to listen to his stories”. It is important for the parents at home to “improvement of child-rearing ability to nurture child’s independence”. It is important for the person himself to “improvement self-usefulness feeling and self-affirmation”. The author think that is an important factor to recover from school non-attendance again.

Keywords: school non-attendance, health of mind and body, independence, self-usefulness feeling, self-affirmation

I. はじめに

筆者は、平成 26 年（2014）「不登校に関する諸問題－不登校児童生徒の減少に向けて－」、平成 28 年（2016）「不登校に関する諸問題 第 2 報－台湾における不登校児童生徒に対する教員の認識と関わりについて－」とし、児童生徒の不登校問題にかかる課題を追究してきた。

しかしながら、文部科学省をはじめ、都道府県教育委員会（教育庁）や学校の継続的かつ地道な取り組みにもかかわらず、不登校として報告される児童生徒数は一向に減少していない。

また、近年、自殺が社会的問題になったことから、平成 18 年（2006）に「自殺対策基本法」が議員立法により成立し、学校では児童生徒の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等自殺防止の施策が取られている¹⁾が、平成 30 年（2018）には自殺した未成年者の数は 599 人と人口 10 万人当たり 2.8 人となり、昭和 53 年（1978）に統計を取り出して以来の最悪の状況となっている。また、自殺の原因・動機として高い順に学校問題、健康問題、家庭問題があるとしている²⁾。

自殺と不登校との関連性を踏まえ、文部科学省は児童生徒の自殺予防に係る取り組みについての通知を出し、「学校が把握した悩みを抱える児童生徒やいじめを受けた、または、不登校になっている児童生徒等」に対し積極的に対応することを求めている³⁾。

平成 23 年（2011）6 月から平成 25 年（2013）12 月末までに報告のあった小中高等学校の児童生徒の自殺についての文部科学省の調査分析では、自殺の背景として、第一に「進路問題（11.9%）」、第二に「不登校または不登校傾向（9.9%）」、第三に「いじめを除く友人関係での悩み（7.9%）」、第四に「学業不振（6.9%）」⁴⁾であるとしている。

自殺した児童生徒に、不登校または不登校傾向があった者、また、不登校を生じさせる要因として考えられる進路問題・いじめを除く友人関係での悩み・学業不振の悩みを抱えた者が 36.6% も見られる。自殺と不登校は共に嫌なことから自分自身を守る行為であることから、自殺に向かう・不登校になる・不登校傾向にある児童生徒の「生命（いのち）」を教職員がいかに守るかが、

保護者の信託を得て児童生徒を預かる学校の基本的姿勢でなければならないと考える。

児童生徒の学校や社会、家庭への不適応には、その根底に「心とからだの健康」の問題がある。

不登校にならないための、また、不登校から回復するためのかわりについて、「児童生徒に知的・技能的・社会的能力を育む場である学校の対応」「子どもの生活の基盤である家庭の対応」「生命体としての生きる力の獲得が求められる本人の生活」について、児童生徒を取巻く環境を踏まえ改めて考察していきたい。

なお、本稿は「不登校に関する諸問題」の第3報にあたるものである。

II. 不登校の状況

1. 不登校

今日で言う不登校症状について、Broadwin, I. T (1932)⁵⁾が、これまで怠学 (truancy) として考えられていた行動とは異なる行動があることに注目して以来、Johnson, A. M. et al. (1941)⁶⁾は、「学校恐怖症 (school phobia) という概念 (後に分離不安 (separation anxiety) と改める) を用い、Waren, W (1948)⁷⁾は、「登校拒否 (school refusal)」という症状名をつけ追究した。日本では、佐藤修策が「児童相談所にお世話になっていた昭和 32~33 年ころから、これまでになかった、今でいう登校拒否の子どもが相談に来るようになりました。」⁸⁾と語り、日本で始めて登校拒否に関する論文や本を出すなど不登校研究の先鞭をつけた。

文部省は、昭和 41 年 (1966) に学校基本調査から年間 50 日以上長期欠席者を「学校嫌い」とし、昭和 63 年 (1988) 以降は「不登校」と位置づけ調査結果を公表している。平成 3 年からは 30 日以上欠席者を不登校者数として調査してきたが、平成 3 年度における不登校児童生徒 (小学校 12,645 人、中学校 54,172 人) は平成 24 年度まで増減を繰り返してきたものの、筆者が研究を開始した平成 24 年度 (2013) に比べ平成 29 年度 (2018) の全児童生徒数は 10,333,629 人から 9,820,851 人と 512,778 人も減少しているにもかかわらず、不登校者数は 112,689 人から 144,031 と 31,342 人増加しており、不登校に対する対応に課題が残存していることが窺える (表 1)⁹⁾。

表 1 不登校児童生徒の推移

区分	小学校			中学校			計		
	(A)全児童数(人)	(B)不登校児童数(人) カッコ内 (B/A×100) (%)	不登校児童数の増▲減率(%)	(A)全生徒数(人)	(B)不登校生徒数(人) カッコ内 (B/A×100) (%)	不登校生徒数の増▲減率(%)	(A)全児童生徒数(人)	(B)不登校児童生徒数の合計(人) カッコ内 (B/A×100) (%)	不登校児童生徒数の増▲減率(%)
3 年度	9,157,429	12,645 (0.14)	-	5,188,314	54,172 (1.04)	-	14,345,743	66,817 (0.47)	-
4 年度	8,947,226	13,710 (0.15)	8.4	5,036,840	58,421 (1.16)	7.8	13,984,066	72,131 (0.52)	8.0

不登校に関する諸問題

5年度	8,768,881	14,769 (0.17)	7.7	4,850,137	60,039 (1.24)	2.8	13,619,018	74,808 (0.55)	3.7
6年度	8,582,871	15,786 (0.18)	6.9	4,681,166	61,663 (1.32)	2.7	13,264,037	77,449 (0.58)	3.5
7年度	8,370,246	16,569 (0.20)	5.0	4,570,390	65,022 (1.42)	5.4	12,940,636	81,591 (0.63)	5.3
8年度	8,105,629	19,498 (0.24)	17.7	4,527,400	74,853 (1.65)	15.1	12,633,029	94,351 (0.75)	15.6
9年度	7,855,387	20,765 (0.26)	6.5	4,481,480	84,701 (1.89)	13.2	12,336,867	105,466 (0.85)	11.8
10年度	7,663,533	26,017 (0.34)	25.3	4,380,604	101,675 (2.32)	20.0	12,044,137	127,692 (1.06)	21.1
11年度	7,500,317	26,047 (0.35)	0.1	4,243,762	104,180 (2.45)	2.5	11,744,079	130,227 (1.11)	2.0
12年度	7,366,079	26,373 (0.36)	1.3	4,103,717	107,913 (2.63)	3.6	11,469,796	134,286 (1.17)	3.1
13年度	7,296,920	26,511 (0.36)	0.5	3,991,911	112,211 (2.81)	4.0	11,288,831	138,722 (1.23)	3.3
14年度	7,239,327	25,869 (0.36)	▲2.4	3,862,849	105,383 (2.73)	▲6.1	11,102,176	131,252 (1.18)	▲5.4
15年度	7,226,910	24,077 (0.33)	▲6.9	3,748,319	102,149 (2.73)	▲3.1	10,975,229	126,226 (1.15)	▲3.8
16年度	7,200,933	23,318 (0.32)	▲3.2	3,663,513	100,040 (2.73)	▲2.1	10,864,446	123,358 (1.14)	▲2.3
17年度	7,197,458	22,709 (0.32)	▲2.6	3,626,415	99,578 (2.75)	▲0.5	10,823,873	122,287 (1.13)	▲0.9
18年度	7,187,417	23,825 (0.33)	4.9	3,609,306	103,069 (2.86)	3.5	10,796,723	126,894 (1.18)	3.8
19年度	7,132,874	23,927 (0.34)	0.4	3,624,113	105,328 (2.91)	2.2	10,756,987	129,255 (1.20)	1.9
20年度	7,121,781	22,652 (0.32)	▲5.3	3,603,220	104,153 (2.89)	▲1.1	10,725,001	126,805 (1.18)	▲1.9
21年度	7,063,606	22,327 (0.32)	▲1.4	3,612,747	100,105 (2.77)	▲3.9	10,676,353	122,432 (1.15)	▲3.4
22年度	6,993,376	22,463 (0.32)	0.6	3,572,652	97,428 (2.73)	▲2.7	10,566,028	119,891 (1.13)	▲2.1
23年度	6,887,292	22,622 (0.33)	0.7	3,589,774	94,836 (2.64)	▲2.7	10,477,066	117,458 (1.12)	▲2.0
24年度	6,764,619	21,243 (0.31)	▲6.1	3,569,010	91,446 (2.56)	▲3.6	10,333,629	112,689 (1.09)	▲4.1
25年度	6,676,920	24,175 (0.36)	13.8	3,552,455	95,442 (2.69)	4.4	10,229,375	119,617 (1.17)	6.1
26年度	6,600,006	25,864 (0.39)	7.0	3,520,730	97,033 (2.76)	1.7	10,120,736	122,897 (1.21)	2.7
27年度	6,543,104	27,583 (0.42)	6.6	3,481,839	98,408 (2.83)	1.4	10,024,943	125,991 (1.26)	2.5
28年度	6,491,834	30,448 (0.47)	10.4	3,426,962	103,235 (3.01)	4.9	9,918,796	133,683 (1.35)	6.1
29年度	6,463,416	35,032 (0.54)	15.1	3,357,485	108,999 (3.25)	5.6	9,820,851	144,031 (1.47)	7.7

(注1) 調査対象：国公立小・中学校（小学校には義務教育学校前期課程，中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。）

(注2) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。

文部科学省「平成29年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」5. 小・中学校の長期欠席（不登校等）

不登校生徒の5年後の追跡調査（有効回答数 1,576 人）では主な不登校継続の理由として、無気力でなんとなく学校へ行かなかったため（44.4%）、学校に行こうとする気持ちはあるが身体の調子が悪いと感じたりぼんやりとした不安があったため（43.7%）、いやがらせやいじめをする生徒の存在や友人との人間関係のため（41.4%）、朝起きられないなど生活リズムが乱れているため（34.1%）、勉強についていけなかったため（27.4%）と回答している¹⁰⁾。

教育基本法で、教育の目的「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない（第1条）」、教育の目標「幅広い教養と知識を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと（第2条第1項）」、義務教育「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする（第5条第2項）」とし、その理念を受け学校教育法においても教育に関する事項について具体的に示されているが、このことは不登校児童生徒とのかかわりにおいて再確認しておかなければならない。

なお、不登校の定義については、文部科学省¹¹⁾の示す「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く.）」とする。なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安などの情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合であるものとする。

2. 不登校児童生徒在籍学校数

平成3年度から平成29年度までの不登校児童生徒の推移（表1）において、不登校児童生徒は増加しているが、それに合わせて、不登校児童生徒の在籍する学校も増加し、平成24年度と平成29年度で比較すると、小学校は42.7%から56.2%と13.5%、中学校は84.5%から87.3%と2.8%増となっている（表2）¹²⁾。全国の小学校の5分の3弱、中学校の5分の4強が該当する

表2 不登校児童生徒在籍学校数

校種	小学校		中学校	
	平成24年度	平成29年度	平成24年度	平成29年度
学校数	21.460	20.143	10.748	10.426
不登校児童生徒 在籍学校数	9.168	11.317	9.084	9.097
比率（%）	42.7	56.2	84.5	87.3

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」2012, 2017より作成

ことになり、不登校は特定の学校の問題ではなく、どの学校でも、どの子にも起こりうる問題としての認識が必要である。

3. 不登校児童生徒数

平成 24 年度と平成 29 年度における各学年における不登校児童生徒数の比較¹²⁾は表 3 のとおりである。

小学校の不登校児童は 13,789 人、中学校の不登校生徒は 17,533 人増加している。

また、どの学年も不登校児童生徒数は増加し、学年の進行に従って不登校児童生徒数も増加している。

表 3 平成 24 年度 (2012) と平成 29 年度 (2017) における不登校児童生徒数の比較

小学校					中学校				
	年度	平成 24 年度	平成 29 年度	増減		年度	平成 24 年度	平成 29 年度	増減
学年	1 年生	948	1,692	↑ 744	学年	1 年生	21,194	27,992	↑ 6,798
	2 年生	1,576	2,714	↑ 1,138		2 年生	33,355	39,507	↑ 6,152
	3 年生	2,504	4,437	↑ 1,933		3 年生	36,897	41,500	↑ 4,603
	4 年生	3,795	6,272	↑ 2,477		—	—	—	—
	5 年生	5,500	9,023	↑ 3,523		—	—	—	—
	6 年生	6,920	10,894	↑ 3,974		—	—	—	—
	計	21,243	35,032	↑ 13,789		計	91,446	108,999	↑ 17,553

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」2012、2017 より作成

4. 不登校の背景と状況

不登校児童生徒が増加している要因を考えるに当たり、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」で報告された調査統計に基づき、不登校になったと考えられる状況・背景を平成 24 年度から平成 29 年度まで概観する¹²⁾。

なお、平成 26 年度までについては「不登校になったきっかけと考えられる状況」として、平成 27 年度以降については「不登校の要因」として統計処理の仕方が変更されたため、平成 24 年度から平成 26 年度と平成 27 年度から平成 29 年度に分けて不登校の状況を示した。

表 4 は、平成 24・25・26 年度の調査統計を基に学校・家庭・本人の各状況から不登校を生じさせる要因として選択された各年度の割合をまとめた結果である。

1) 学校に係る状況の要因

(1) 小学校、中学校ともに不登校のきっかけとなる要因に各年度の変化は見られない。

(2) 項目 5 の「いじめ」が、小学校は平成 24 年度と 26 年度とでは 1.9% が 1.2% に、中学校は 2.1% から 1.1% に減少している。

(3) 中学校では、項目6の「学校の決まり等をめぐる問題」が平成24年度と26年度とでは2.2%が1.8%に減少している。

2) 家庭に係る状況の要因

(1) 年度経過による変化は見られない。

3) 本人に係る状況の要因

(1) 小学校では「不安などの情緒的混乱」が平成24年度33.2%、25年度35.3%、26年度36.1%と増加している。

(2) 小学校では「意図的な拒否」が平成24年度4.6%、25年度4.9%、26年度5.8%と増加しているが、中学校はそれぞれ4.7%、4.8%、4.9%とほぼ横ばいである。

(3) 中学校は「無気力の傾向」が平成24年度26.4%、25年度26.2%、26年度26.7%と若干増加し、「あそび・非行」はそれぞれ平成24年度11.4%、25年度10.3%、26年度8.4%と減少している。

表4 小学校・中学校の児童生徒の不登校となったきっかけと考えられる状況（要因の選択順位と割合）

要因	項目	小学校 (%)			中学校 (%)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学校に係る状況の要因	1 いじめを除く友人関係をめぐる問題	11.0%	11.2%	11.2%	15.7%	15.9%	15.4%
	2 学業の不振	7.6%	7.1%	7.1%	9.5%	9.2%	9.2%
	3 教師との関係をめぐる問題	3.3%	3.7%	3.3%	1.5%	1.6%	1.6%
	4 入学、転編入学、進級時の不適応	2.2%	2.3%	2.2%	2.8%	2.9%	2.9%
	5 いじめ	1.9%	1.7%	1.2%	2.1%	1.6%	1.1%
	6 学校のきまり等をめぐる問題	0.7%	0.6%	0.6%	2.2%	2.0%	1.8%
	7 進路に係る不安	0.5%	0.4%	0.5%	1.5%	1.5%	1.7%
	8 クラブ活動・部活動等への不適応	0.1%	0.1%	0.2%	2.2%	2.1%	2.2%
家庭に係る状況の要因	1 親子をめぐる問題	20.9%	19.1%	19.1%	8.9%	8.8%	8.8%
	2 家庭の生活環境の急激な変化	9.6%	9.6%	9.2%	4.7%	4.5%	4.6%
	3 家庭内の不和	5.0%	4.8%	4.8%	3.8%	3.6%	3.6%
本人に係る状況の要因	1 不安などの情緒的混乱	33.2%	35.3%	36.1%	25.1%	26.2%	28.1%
	2 無気力	23.8%	23.0%	23.0%	26.4%	26.2%	26.7%
	3 病気による欠席	9.3%	9.6%	9.1%	7.3%	7.5%	7.8%
	4 その他本人に係る問題	5.9%	5.3%	5.3%	5.1%	4.9%	4.9%
	5 意図的な拒否	4.6%	4.9%	5.8%	4.7%	4.8%	4.9%
	6 あそび・非行	1.3%	1.1%	0.9%	11.4%	10.3%	8.4%

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」2012-2014より作成

また、表5は平成27・28・29年度の調査統計を基に、本人に係る不登校になった要因として選択された各年度の割合をまとめた結果である。

平成27年度から平成29年度の本人に係る不登校の要因は、小学校は順位の変動はなく、中学校は平成29年度に「不安の傾向がある」30.8%、「無気力の傾向がある」32.1%となったが、全体的に見て著しい変動は見られない。

なお、具体的に挙げられた傾向・問題以外の要因を「その他」としている。

小学校・中学校の児童生徒はどちらも不登校になった要因として、上位に「不安の傾向があ

る」「無気力の傾向がある」を選択しているが、小学校は「不安の傾向がある」に増加の兆しが見られ、「無気力の傾向がある」は若干の減少に向かっている。中学校は「無気力の傾向がある」「不安の傾向がある」が共に増加しており、特に「不安の傾向がある」の要因を選択した生徒が平成27年度の29.7%に比べ29年度は32.1%と2.4%増加している。

小学校、中学校とも「学校における人間関係に問題を抱えている」「あそび・非行の傾向がある」は年々減少（小学校はそれぞれ1.4%、0.5%減、中学校はそれぞれ0.4%、2.7%減）に向かっている。

表5 小学校・中学校の児童生徒の不登校になった要因

小学校 (%)				
順位	本人に係る要因	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1	不安の傾向がある	33.7%	33.3%	36.8%
2	無気力の傾向がある	28.6%	28.2%	27.7%
3	その他	22.5%	24.8%	22.1%
4	学校における人間関係に課題を抱えている	14.0%	12.9%	12.6%
5	あそび・非行の傾向がある	1.3%	0.9%	0.8%
中学校 (%)				
順位	本人に係る要因	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1	無気力の傾向がある	30.6%	30.7%	30.8%
2	不安の傾向がある	29.7%	30.4%	32.1%
3	学校における人間関係に課題を抱えている	18.1%	17.9%	17.7%
4	その他	14.0%	14.9%	14.6%
5	あそび・非行の傾向がある	7.6%	6.0%	4.9%

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」2015-2017より作成

表6は、本人に係る不登校の要因から学校に係る状況（区分）の不登校に影響を及ぼしていると考えた要因の各年度の割合をまとめた結果である。

不安の傾向がある、無気力の傾向がある等の本人に係る5つの要因から、学校に係る状況（要因）を校種別に見ると、「不安の傾向にある」とした者は、不登校に影響した要因として小学校、中学校とも「いじめを除く友人関係をめぐる問題」を第1位に選択している。小学校、中学校とも第2位である「学業の不振」は、小学校では平成27年度14.8%、28年度15.3%、29年度16.0%、中学校ではそれぞれ20.4%、22.0%、23.2%と増加している。「無気力の傾向にある」とした者は、小学校、中学校とも「学業の不振」が8つの要因の中で第1位であり、他の要因と比べ選択した割合が目立って多い。「学校における人間関係に問題を抱えている」とした者は、小学校、中学校とも「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多く、第2位は小学校では「教職員との関係をめぐる問題」、中学校は「学業不振」を不登校に影響を及ぼした要因として考えている。

なお、「いじめ」によるものは、小学校は第5位では平成27年度3.9%、28年度4.1%、29年

度 4.2% と増加傾向にあるが、中学校ではそれぞれ 2.0%, 2.1%, 1.9% とほぼ横ばい傾向にある。「あそび・非行の傾向がある」とした者は、小学校では「学業の不振」が第 1 位であり、平成 27 年度 23.8%, 28 年度 23.7%, 29 年度 25.2% と増加し、第 2 位は「いじめを除く友人関係をめぐる問題」であるが、中学校では「学校のきまり等をめぐる問題」が第 1 位の要因であり、平成 27 年度 35.2%, 28 年度 33.7%, 29 年度 31.4% と減少傾向が見られるが、割合としては 3 割を超えている。なお、第 2 位は「学業の不振」である。

また、表 7 は家庭に係る状況における不登校に影響のあった児童生徒本人の要因として選択された各年度の割合をまとめた結果である。家族の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等は小学校・中学校の児童生徒本人の不登校に影響を及ぼし、不登校につながった要因としては小学校、中学校ともに第 1 位が「無気力の傾向がある」、第 2 位が「不安の傾向がある」を選択し、この 2 つで全体に占める割合は 60% を超えている。

なお、不登校のきっかけとなったと考えられる状況・要因として、本人に係ることは①学校における人間関係に問題を抱えている、②あそび・非行の傾向がある、③無気力の傾向がある、④不安の傾向がある、⑤その他であり、学校に係ることは①いじめ、②いじめを除く友人関係をめぐる問題、③教職員との関係をめぐる問題、④学業の不振、進路にかかる不安、⑥クラブ活動・部活動等をめぐる問題、⑦学校のきまり等をめぐる問題、⑧入学・転編入学をめぐる問題を挙げ本人が選択した結果である。

表 6 本人に係る不登校要因（分類）から学校に係る状況（区分）の不登校に影響を及ぼしている

不安の傾向がある				
小学校 (%)				
順位	学校の要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	いじめを除く友人関係をめぐる問題	22.6%	21.3%	21.7%
2	学業の不安	14.8%	15.3%	16.0%
3	入学、転編入学、進級時の不適応	8.4%	6.7%	6.0%
4	教職員との関係をめぐる問題	3.8%	3.9%	3.7%
5	学校のきまり等をめぐる問題	2.6%	2.5%	2.5%
6	進路に係る不安	1.7%	1.9%	1.6%
7	いじめ	0.4%	0.2%	0.4%
8	クラブ活動・部活動等への不適応	0.3%	0.4%	0.4%
中学校 (%)				
順位	学校の要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	いじめを除く友人関係をめぐる問題	29.6%	29.2%	30.7%
2	学業の不安	20.4%	22.0%	23.2%
3	入学、転編入学、進級時の不適応	10.5%	9.4%	10.0%
4	進路に係る不安	7.6%	7.8%	7.5%
5	クラブ活動・部活動等への不適応	2.8%	3.2%	2.9%
6	教職員との関係をめぐる問題	1.6%	1.7%	1.8%
7	学校のきまり等をめぐる問題	1.7%	1.6%	1.5%
8	いじめ	0.2%	0.2%	0.2%

不登校に関する諸問題

無気力の傾向がある

小学校（％）

順位	学校の要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	学業の不安	20.3%	19.8%	20.1%
2	いじめを除く友人関係をめぐる問題	8.2%	7.3%	6.8%
3	入学、転編入学、進級時の不適応	3.5%	2.4%	2.2%
4	学校のきまり等をめぐる問題	2.5%	2.2%	1.9%
5	教職員との関係をめぐる問題	1.5%	1.3%	1.2%
6	進路に係る不安	0.7%	0.9%	0.7%
7	クラブ活動・部活動等への不適応	0.2%	0.1%	0.1%
8	いじめ	0.1%	0.1%	0.1%

中学校（％）

順位	学校の要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	学業の不安	31.3%	30.5%	31.5%
2	いじめを除く友人関係をめぐる問題	13.3%	11.5%	12.8%
3	入学、転編入学、進級時の不適応	6.1%	5.9%	5.7%
4	進路に係る不安	4.7%	5.0%	4.6%
5	学校のきまり等をめぐる問題	3.8%	3.4%	2.9%
6	クラブ活動・部活動等への不適応	2.2%	2.1%	2.1%
7	教職員との関係をめぐる問題	1.3%	1.2%	1.2%
8	いじめ	0.1%	0.1%	0.0%

学校における人間関係に課題を抱えている

小学校（％）

順位	学校の要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	いじめを除く友人関係をめぐる問題	65.1%	63.3%	63.4%
2	教職員との関係をめぐる問題	17.4%	16.0%	15.9%
3	学業の不安	9.8%	9.6%	7.9%
4	入学、転編入学、進級時の不適応	4.7%	4.0%	4.0%
5	いじめ	3.9%	4.1%	4.2%
6	学校のきまり等をめぐる問題	2.3%	2.3%	2.1%
7	進路に係る不安	0.9%	0.8%	0.8%
8	クラブ活動・部活動等への不適応	0.8%	0.5%	0.5%

中学校（％）

順位	学校の要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	いじめを除く友人関係をめぐる問題	72.2%	72.2%	71.2%
2	学業の不安	12.1%	11.7%	10.8%
3	入学、転編入学、進級時の不適応	6.9%	5.7%	6.1%
4	教職員との関係をめぐる問題	5.4%	5.8%	5.7%
5	クラブ活動・部活動等への不適応	5.8%	5.5%	5.0%
6	進路に係る不安	2.6%	2.9%	2.7%
7	いじめ	2.0%	2.1%	1.9%
8	学校のきまり等をめぐる問題	2.1%	1.8%	1.6%

その他				
小学校（％）				
順位	学校の要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	学業の不安	7.0%	6.2%	6.2%
2	いじめを除く友人関係をめぐる問題	5.7%	3.7%	4.5%
3	入学、転編入学、進級時の不適応	3.5%	2.5%	2.5%
4	教職員との関係をめぐる問題	1.5%	1.3%	1.4%
5	学校のきまり等をめぐる問題	1.3%	1.0%	1.2%
6	進路に係る不安	0.6%	0.6%	0.4%
7	クラブ活動・部活動等への不適応	0.1%	0.1%	0.1%
8	いじめ	0.1%	0.0%	0.1%
中学校（％）				
順位	学校の要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	学業の不安	12.2%	10.4%	10.3%
2	いじめを除く友人関係をめぐる問題	10.3%	8.6%	9.1%
3	入学、転編入学、進級時の不適応	6.9%	5.6%	5.6%
4	進路に係る不安	2.7%	2.3%	2.7%
5	学校のきまり等をめぐる問題	2.2%	1.9%	1.8%
6	クラブ活動・部活動等への不適応	1.5%	1.2%	1.4%
7	教職員との関係をめぐる問題	1.1%	1.2%	1.2%
8	いじめ	0.2%	0.1%	0.1%
あそび・非行の傾向にある				
小学校（％）				
順位	学校の要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	学業の不安	23.8%	23.7%	25.2%
2	いじめを除く友人関係をめぐる問題	15.4%	8.1%	7.4%
3	学校のきまり等をめぐる問題	7.2%	8.1%	7.1%
4	教職員との関係をめぐる問題	2.9%	4.1%	2.8%
5	入学、転編入学、進級時の不適応	2.0%	1.8%	1.1%
6	進路に係る不安	0.6%	0.0%	0.0%
7	いじめ	0.0%	0.2%	0.4%
8	クラブ活動・部活動等への不適応	0.0%	0.0%	0.0%
中学校（％）				
順位	学校の要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	学校のきまり等をめぐる問題	35.2%	33.7%	31.4%
2	学業の不安	25.1%	27.6%	25.8%
3	いじめを除く友人関係をめぐる問題	8.3%	8.8%	10.2%
4	進路に係る不安	3.4%	4.0%	3.7%
5	教職員との関係をめぐる問題	2.9%	2.9%	2.7%
6	入学、転編入学、進級時の不適応	2.8%	2.7%	2.8%
7	クラブ活動・部活動等への不適応	1.2%	1.6%	1.2%
8	いじめ	0.1%	0.0%	0.0%

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」2015-2017より作成

表7 小学校・中学校の児童生徒の不登校となったきっかけ（要因の選択順位と割合）

家庭に係る状況の要因				
小学校（％）				
順位	本人に係る要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	無気力の傾向がある	33.7%	35.6%	31.3%
2	不安の傾向がある	30.2%	28.5%	31.3%
3	その他	28.4%	27.6%	27.8%
4	学校における人間関係に課題を抱えている	6.3%	6.7%	5.9%
5	あそび・非行の傾向がある	1.5%	1.2%	1.0%
中学校（％）				
順位	本人に係る要因	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1	無気力の傾向がある	36.2%	38.0%	38.1%
2	不安の傾向がある	25.0%	26.1%	26.8%
3	その他	20.9%	19.7%	20.0%
4	あそび・非行の傾向がある	9.5%	8.3%	6.9%
5	学校における人間関係に課題を抱えている	7.5%	7.9%	8.2%

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」2015-2017より作成

Ⅲ. 不登校児童生徒への対応

不登校になったきっかけと考えられる学校での要因は、小学校、中学校とも上位に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」となっているが、自殺や不登校が自分を守る究極の選択であると考えると、教職員との関係をめぐる問題やいじめは幾分下位に位置するものの、登校を阻害する心の不安を生じさせる要因となり見過ごすことはできない。

「Ⅱ. 不登校の状況」における不登校児童生徒の推移の調査結果から、平成 24 年度と平成 29 年度では児童生徒数が 512,778 人減少しているにもかかわらず不登校者数は 31,342 人増加している。このことは、文部科学省、都道府県・市町村教育委員会（教育庁）、学校による不登校者数の減少に向けての対応に課題が残り、児童生徒を取巻く学校や家庭の、また、本人を取巻く不登校のきっかけとなったと考えられる状況・環境等の改善が進んでいないと考える。

そこで、筆者の平成 26 年（2014）「不登校に関する諸問題－児童生徒の減少に向けて－」、平成 28 年（2016）「不登校に関する諸問題 2 報－台湾における不登校児童生徒に対する教員の認識と関わりについて－」の研究を踏まえ、新たに「心とからだの健康」の面から、更なる学校・家庭における子どもへのかかわりと本人の在り方を追究した。

1. 学校の対応

平成 4 年（1992）に、教師はどの子どもにも、学校に「心の居場所が必要である」との認識に立って不登校問題に対処しなければならないとする考えが示された¹³⁾。

文部科学省は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう学校

における環境の確保が図られるようにすることについて通知し、その中で、特に①不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること、②不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう学校における環境の整備が図られるようにすること、を求めている。また、不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援として、①児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、②児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、③学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置、④不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置を講ずることにも言及している¹⁴⁾。

不登校から回復する取組みの例として、台湾において不登校は、補導の対象として捉えられている面がある。台湾教育部は「建立學生輔導新体制－教學、訓導、輔導三合一整合実験法案」(1998年3月)を公表し、問題を抱えた生徒への補導・支援は一次予防(各科目担当教員・担任教師・生徒指導や補導業務などに従事する教職員を中心に注意や助言を行う段階：教師による注意)、二次予防(担任教師・生徒指導や補導業務などに従事する教職員を中心に三日以上の欠席や問題行動のある生徒への勧告や支援を行う段階：校内の支援)、三次予防(長期欠席や問題行動を起こした生徒を対象に生徒指導や補導業務を行う教職員及び地域社会における相談支援の専門家などを中心に通報や協力を行う段階：学校と関連機関との連携)に分け行われている。特に三日以上休む生徒への取組み」により、復学率が高く97學年度(2008年8月1日～2009年7月31日)においては、国民小学86.5%、国民中学で83.0%である¹⁵⁾。しかし、日本においては(2017年度)小学校25.0%、中学校25.4%であり台湾に比べ復学率は低い⁹⁾。学校への関係機関や地域社会の協力及び支援の在り方は不登校から回復するための一つの要因と考えられ、不登校が減少しない状況の中で、今日、日本の課題となっている。

不登校児童生徒の「状況に応じた必要な支援」「安心して教育を十分に受けられる環境の整備」「教職員との信頼関係の構築」「児童生徒相互の良好な関係の構築」「児童生徒の置かれている環境、事情・意思の把握」「学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等との情報の共有」は、確かに不登校児童生徒への対応の在り方としては当然のことではあるが、今日の不登校の児童生徒の状況から見て、不登校にならないために、また、不登校から回復するために不可欠な「心とからだの健康」に特化した対応が必要であると考えられる。

平成29年度の不登校児童生徒・生徒指導上の諸問題の報告から、学校に係る要因(区分)と本人に係る要因(分類)を見ると、「いじめ、いじめを除く友人関係をめぐる問題、教職員との関係をめぐる問題、クラブ活動・部活動等への不適応」は、主に「学校における人間関係に課題を抱えている、不安の傾向にある」が関係し、「学業不振、進路に係る、学校のきまり等をめぐ

る問題、入学・転編入学・進級時の不適応」は、主に「不安の傾向にある、無気力の傾向にある」が関係している。不登校にあるまたは不登校の傾向にある児童生徒への対応は、「学業の不振・進路の問題・転編入学・進級の問題」も、「不安・無気力・人間関係の問題」を含めて、基本的には、心とからだの健康の回復を抜きには考えられないことである。

齋藤（2015）は、学校における不登校の減少に向けての基本と考える対応について、学習指導や生徒指導の充実について言及するとともに、特に教育的配慮については以下の対応の必要性を提言している¹⁶⁾。

- 1) 発達段階に応じてより多くの自己実現・自己決定の場を与え、子どもの存在感を大切にする。
- 2) 自主性・自発性を尊重すると共に、子どもが持っている価値観を十分認める。
- 3) 教師と児童生徒との人間関係に影響する言動に気をつける。
- 4) 待ちの姿勢ではなく、主体的な社会的自立、学校復帰に向けての適切な働きかけを行う。
- 5) 教員一人ひとりが学校教育の意義と役割を自覚し、問題の解消に向けて最大限の努力を払う。
- 6) 個々の状況に応じて適応指導教室の利用に積極的に取り組む。
- 7) 指導要録の記入や出席扱いについて、法令を参考にしながら適切に行う。
- 8) 心の居場所の保障をする。

しかしながら、教育的配慮を心しながらも不登校の減少が見られない背景には、教師の児童生徒に対する働きかけ・かかわり方に課題があると考えられる。その課題に対する一つの回答は、子どもとの関係を築く時間を教師一人ひとりが十分確保することである。

小西健二郎は、子どもとの心の交流を日記の指導を通して実践し、「①子ども一人ひとりに声をかける、②顔や目や様子を見て、健康状態や気持ちをつかむ、③注意の仕方に配慮する、④子どもと同じ気持ちになって話す、⑤授業以外の場での関わりを大切にする、⑥間違ったときは素直に頭を下げ、素直に自分の気持ちを言える教師になりたい」¹⁷⁾と教師としての子どもとのかかわりを記述しているが、60年以上前の実践報告に基づくものでありながら、今日、問題化している不登校に対する教師の心構えに通じる教師の児童生徒に対する姿勢について述べていることに注目したい。また、教師と児童生徒との関係は、出会いをとおして紆余曲折を経て構築されるものであるが、現在と時代の隔たりはあるものの、昭和3年の学校や地域を舞台に書かれた坪井栄の小説に出てくる大石久子先生が、教師と児童生徒とのかかわりを実践する中で、地域住民を巻き込んでの子どもとの心の交流¹⁸⁾は、教師と児童生徒の関係において、不登校が生じる素地は全く見つからない。子どもを見つめ、子どもの心と置かれた状況を理解し、そして12人の子どもの瞳を濁してなるものかと決意する大石先生の教師としての在り方は、現在の教師にも見習わねばならない点が多々あると考える。

小西健二郎と坪井栄の児童生徒とのかかわり方の共通点は、児童生徒との良い関係（リレーション）を築く大前提となる「よく見つめる・よく話しかける・よく話を聴く」である。

なお、金山¹⁹⁾は「いじめの恐怖を取り除いてくれる保障が無ければ教師に助けて欲しいとはいえないものである。仮に、言葉を媒体とするコミュニケーションが成立しなくても、子どもが温かいと感じられる雰囲気教師が醸し出し、伝えていくことによって子どもの心が聴けるようになる」と述べている。

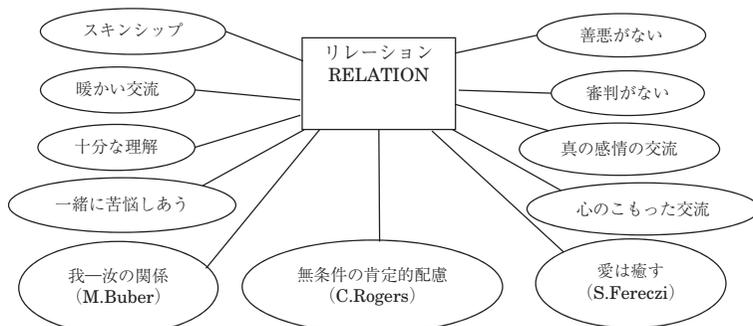
図1に示すように、不登校の問題解決には、教師と児童生徒の関係をいかに築くかが大前提であり、一人でも自分に関心を持ってくれる人がいるという「リレーション」²⁰⁾が不登校の、また不登校傾向にある児童生徒に実感されたとき、心とからだの健康の回復に向かったの第一歩が踏み出されるものとする。

児童生徒との良い関係（リレーション）を築く大前提となる「よく見つめる・よく話しかける・よく話しを聴く」ためには、教師に対して児童生徒との関係の深化を可能とする時間を保障しなければならない。

経済協力開発機構（OECD）²¹⁾は OECD 加盟国等 48 개국・地域が参加した調査の結果、日本の小中学校教員の1週間当たりの仕事時間は最長である。中学校の課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長いとし、校長は児童生徒と過ごす時間の不足を指摘している（図2）。

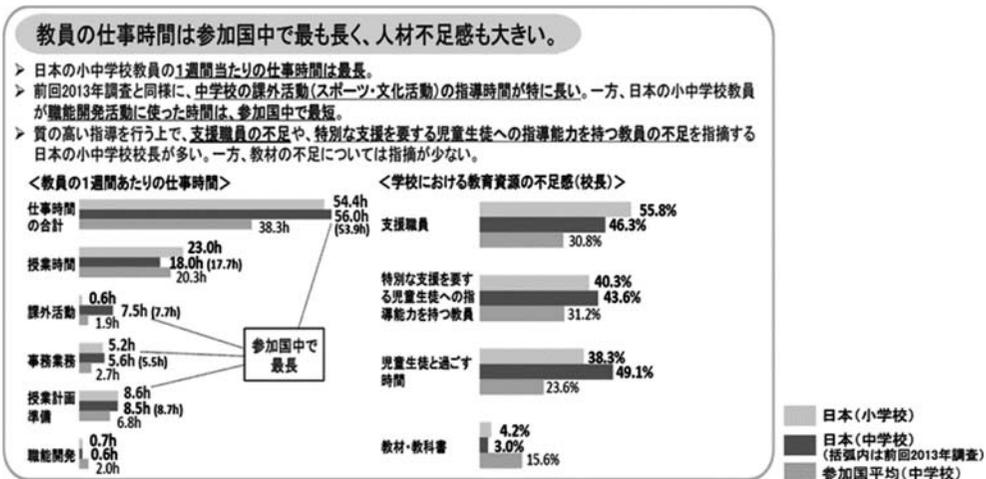
教育行政は、教員の負担軽減を図るための教員増や教師がすべきこと、しなくても良いことの線引きを明確にし、教師と児童生徒とが向き合う（よく見つめる・よく話しかける・よく話しを聴く）時間を確保できる体制を整える必要がある。

特に、養護教諭に対して、保健体育審議会は養護教諭の新たな役割として、「健康問題等の深刻化に伴う学校におけるカウンセリング等の機能の充実」「児童生徒の身体的不調の背景に、いじめ等の心の健康問題がかかわっていることへの気づき（心身の観察）と、それに伴うヘルスカウンセリング（健康教育相談）の実施」「心身の健康に問題を持つ児童生徒の個別指導及び健康な児童生徒の健康増進」を提言している²²⁾。また、保健室は保健センターの役割を果たすと同時に、養護教諭はチーム学校（校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校



「ひとりでも自分に関心を持ってくれる人がいる」・・・この体験が生きる力の源泉

図1 齋藤佳昭「教育積小為大」子どもの生活指導 45頁より²⁰⁾



の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校)²³⁾の一員として、教師と連携しながら不登校の児童生徒の心とからだの健康の回復に向けて専門的知識を生かし積極的にかかわっていくことが期待される。

教師が子どもをよく見つめる、子どもによく話しかける、子どもの話をよく聴くことをとおして、児童生徒との信頼関係が構築されると心の交流が可能になるにつれて、不安が軽減され、意欲が蘇り、児童生徒は心の健康を回復し、やがてからだの健康を取り戻すことになる。このことは、不登校及び不登校の傾向にある児童生徒に限ることなく、全ての児童生徒を対象とすることにより新たな不登校を防ぐことになる。

そのため、政府は情報機器を用いた事務の効率化、重複する研修の統合を始めとする教師の執務の見直しに取り組み、学校教育法施行規則の改正(平成29年3月14日)による部活動指導員の規定の整備と併せて教師の勤務の負担軽減を図るとしている。

2. 家庭の対応

子どもがこの世に生まれ、最初に出会う人は家族である。家庭で育てられた子どもに物心がつき、やがて社会に送り出すまでは親の責務である。親の責任において、小さい頃から食事・睡眠・着衣・衛生・決まり・協調性・善悪・協力・友情・思いやりなどの社会生活に適応するための基礎基本を身につけさせておかねばならないことは当然である。

社会学者クーリー(C. H. Cooley)は、家族、子どもの遊び仲間、近所・大人の地域集団で構成される親しく顔と顔をつき合わせたつながり(intimate face-to-face association)と協同(cooperation)の場を第一次集団(primary group)とし、第一次集団内での利害・経験、コミュニケー

ションをとおして自分が属する集団の成員が何を考え、どのような感情を抱くかについて想像することにより、子どもの社会性と個人の理想とを築く土台となとした²⁴⁾。このことから、子どもとのかかわりが生じる最初の場合は家庭であり、親と子の関わりが子どもの人間性・社会性を育て生きる力を身につける第一歩となると考える。

教育基本法では、第10条（家庭教育）において、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とし、第一次集団としての家庭における子育ての責任について明記している。

不登校のきっかけとなったと考えられる家庭の要因として、小学校、中学校とも第1位は「親子関係をめぐる問題」であり、家族の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等の影響を受ける中で無気力傾向・不安の傾向になり、情緒の混乱や自信喪失に至ったであろうことが窺える（表6）。

齋藤（2015）は、不登校の要因を、親の養育態度と家族関係から言及したが、特に問題のある親の養育態度について以下のように指摘している¹⁶⁾。

- 1) 厳しい躰・細かい指示・禁止が多いなどの過干渉
- 2) 手のかけ過ぎ・甘やかし・溺愛などの過保護
- 3) 教育に関する関心大・高学歴志向による子どもへの期待過剰
- 4) 失敗を許せない、許さない態度
- 5) 専制的で子どもの行動や考えを無視・非難することからくる信頼感の欠如
- 6) 見かけだけの愛情
- 7) 児童虐待・ネグレクト・育児放棄・放任

このことは、子どもの自立心を阻害する要因となっている。

不登校や不登校傾向の児童生徒が増加する中で、その減少に向けて取り組まなければならないことは、子どもにいかにより自立心を培うかである。自立心を育てるためには、子どもに「やる気」を起こさせることが重要であり、その根底に正しい躰が無ければならない。山本紹之介²⁵⁾は、躰とやる気とは深い関係があるとし、しっかりした人間になる土台は躰であり、正しい躰の要素は、子どもの「決断・根気・忍耐・希望・勇気・明朗・純粹・節度・健康・信念・努力・継続・積極性・能動性・主体性・社会性・敏捷性・順応性・創造性・信頼性」であるとし、やる気を起こさせることにつなげるためには、特に大切な幼児期の躰として、「ボン・パ・オハヨウ・ハイ・パチン」（ボン：朝、目が覚めたらぐずぐずせずにボンと起きる・パ：片付けや着替えをパッとすばやくする・オハヨウ：元気よくオハヨウという・ハイ：呼ばれたら元気よくハイと返事する・パチン：脱いだ靴等をパチンと整理する）を身につけさせることを提唱している。

また、子どもに自立心を育てるためには、子どもが適切な自己主張ができる場を多く経験させ

ることである。

佐藤淑子は、小学生の自己主張の発達の研究をまとめた著書において次のように論じている。

- 1) 自己主張とセルフエスティームとの対応関係においては、自己主張が高いとセルフエスティームが高く、自己主張が低いとセルフエスティームが低い。
- 2) 自己主張の3因子（率直な意見の表明・要求の拒絶・強い存在への服従）とセルフエスティームとの対応関係においては、率直な意見の表明・要求の拒絶とセルフエスティームの間には正の相関が、強い存在への服従とセルフエスティームの間には負の相関が見られる。
- 3) 自己主張とセルフエスティームの下位カテゴリー（自己の適切性、自己の不適切性、自己拒否、両親・家族関係、積極的自己・仲間関係）との相関関係においては、自己主張の因子である率直な意見の表明・要求の拒絶と自尊心尺度の因子である自己の適切性との間には正の相関が、自己主張の因子である強い存在への服従と自尊心尺度の因子である自己の不適切性の間には負の相関が見られる。
- 4) 自己主張に肯定的な因子である率直な意見の表明と自尊心尺度の因子である積極的自己・仲間関係自己の適切性との間には正の相関（お礼を言う、誤る、友だちの良いところをほめる）が、自己主張に否定的な因子である強い存在への服従と自尊心尺度の因子である積極的自己・仲間関係の間には負の相関（強い子どもや先生の前で萎縮し自分の考えや疑問を表明できない）が見られる。
- 5) 自己主張肯定群の母親の子どもは自己主張懷疑群の母親の子ども（小学生児童）と比べ自己主張の発達が有意に高く、子どもは母親の期待に沿って発達している。
- 6) 母親の子どもへの信頼感と子どもの自己主張の間には正の相関関係が見られ、強い存在への服従は親からの信頼感が低いことと関連し、子どもの対人行動に影響がある。
- 7) 褒めることは親が子どもの行動を支持していることを伝えていくことである。褒めることが子供の望ましい自己形成につながるとしている²⁶⁾。

このことから、母親が「子どもの自己主張を肯定し、子どもを信頼し、褒める」ことにより、子どもは自己主張ができ、率直な意見の表明ができ、要求の拒絶ができるようになり、結果的には子どものセルフエスティームを高め、子どものやる気を促進し、子どもの自立心につながると考える。

なお、星一郎は、大人が子どもに教え忘れていたものとして、人とひととの心からの人格的触れ合いとしての共同体感覚（自分を大切な存在と感じ肯定的に見る、他者への信頼と共存、他者への貢献）を身につけさせること²⁷⁾を挙げている。

親が日常的に子育ての過程のなかで共同体感覚を育てていくことは、子どもが自己への信頼感を高めることにつながり、自立心が形成されると考える。

今日、育児に悩みを抱える親が多く見られ、また、子どもへの虐待、親の子殺し、子の親殺し

等の事例は、子育ての困難性を露呈していると思われる。

齋藤は、乳児期・幼児期・児童期における成長と発達に影響を及ぼすこととして、

- 1) 事故等の危険発生（乳児期：誤飲・転落・転倒，幼児期：擦過傷・打撲，児童期：骨折・オスグッド病や野球ひじ肩の障害及びかかとの成長痛としてのスポーツ障害等）
- 2) その時期における特徴的な行動（乳児期：後追い・しがみつぎ・泣く等の分離不安，幼児期：嫉妬・情緒不安・反抗，児童期：小1プロブレム・いじめ・不登校・肥満ややせに関する人間関係と食習慣・広汎性発達障害・注意欠陥多動性障害・学習障害等）
- 3) かかりやすい病気（乳児期：風邪・百日咳・急性中耳炎・湿疹・ロタウイルス下痢症・アトピー性皮膚炎，幼児期：アトピー性皮膚炎・水泡・おたふくかぜ・溶連菌感染症・手足口病・りんご病・ヘルパンギーナ・川崎病・ライ症候群，児童期：アトピー性皮膚炎・起立性調節障害・急性糸球体腎炎・オスグッド・シュテラル病・チック症，児童期：貧血症・過敏性腸症候群・過呼吸症候群・自律神経失調症・拒食障害・おしゃれ障害等）
- 4) 予防接種（乳児期：Hib・4種混合・小児用肺炎球菌・BCG・B型肝炎・ロタウイルス・インフルエンザ，幼児期：日本脳炎・水疱瘡・麻疹風疹・おたふくかぜ・インフルエンザ，児童期：2種混合ワクチン・日本脳炎・流行性耳下腺炎・インフルエンザ等）
- 5) 検診（乳児期：乳児健診として4ヶ月児検診・10ヶ月児検診，幼児期：乳幼児健診として、1歳半児検診・3歳児検診・2歳児歯科健康検査・保育所入所時健康診断・定期健康診断，児童期：就学時健康診断・定期健康診断等²⁸⁾を挙げている。

このことに対する知識・情報・行動は、子どもを育てていくうえで大切なことであり、併せて、行政としての母子健康手帳等の活用による子どもの成長と発達への関心を高める啓発、心とからだの健康や育児に関する保健所や地域関係機関の親への積極的なかわり、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障を始めとする施策の充実は親の子育てにゆとりと安心をもたらす。

親の子育てに対するゆとりと安心は、子どもの心とからだの健康に良い影響を及ぼし、自立心を芽生えさせる素地・生活環境が整うことに繋がる。

家庭において、日常生活をとおして子どもの心とからだの健康の維持増進に関心を持って育てられた子どもは、自立心が育ち適切な自己主張・率直な意見の表明・法外な要求の拒絶ができ、不登校になる原因が生じることはないものと考ええる。

3. 本人

教師や親の子どもとのかかわりは、例え苦難の道程を経なければならない状況に置かれることがあっても、また、遅々とした状態であっても、親は子を産み育てるという母性愛により、教師は教員としての使命感により、子どもの人間性・社会性を育てていくことが可能である。

しかし、子どもは生まれながらにして人間性や社会性を身につけているわけではなく、乳児期、幼児期、児童期等とおして獲得していくことになるが、学習環境や家庭環境における子どもとの関係の如何により、育ちとしての子ども自身の個性（性格・性質・能力等）には一人ひとり違いが生じ、生き方の習得の度合いが異なる。そのため、不登校・不登校の傾向になり易い子どもや全くそうならない子どもが存在すると考える。

文部科学省の調査結果から、不登校の本人の要因としての「無気力の傾向・不安の傾向」があり、そこに付随する人間関係の問題や学業不振が覗える。齋藤（2015）は不登校の本人にかかる要因として、自己受容・自己理解、社会規範・社会秩序、性格から追究しており、その中で、本論文に直接関連する自己受容・自己理解について引用すると以下のようになる¹⁶⁾。

自己受容・自己理解を高めるために必要とされる行動は、

- 1) ものの見方を柔軟にし、自分を客観的に見つめる。
- 2) 他者の意見を素直に聞き、在りのままの自分を受け入れる。
- 3) 自己実現への意欲を持つ。
- 4) 相談できる人への接近を試みる。
- 5) 自分の良いところを積極的に見つめる（自尊心を高める）。

ところが、不登校及び不登校の傾向にある児童生徒に対して、「自己受容・自己理解」を高めるために必要とされる行動を取らせることは実に困難と思える要求ではある。

しかし、これらの幾つかの状況が解消されない限り不登校及び不登校の傾向にある児童生徒の学校復帰は期待できない。心とからだの不調が本人の自己を受容する機能や自己を理解する機能を著しく低下させることにより不登校及び不登校の傾向に陥ることから考えると、本人の努力のみで行動変容を図ろうとしても無理が生じ、その子どもの状況を十分理解した周囲の者が適切な手立てを講じる以外、問題の解決には至らないであろう。

文部科学省は、学校は「不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要がある。」²⁹⁾として、待ちの姿勢ではなくかかわりの機会を見つけ、登校に向けての積極的な関わりが求められるようになった。

その一つとして考えられるかかわりは、不登校児童生徒が外に出かけるきっかけを作ることであると考える。外に出させ、自然を体感させ、五感をよみがえらせ、畏敬の念を抱せることが少しでもできれば、それが例え遅々としたものであったとしても、やがて子どもの心を穏やかにするであろう。その行程と経験が自己を振り返るきっかけになることを想定した対応であり、自然と共にある自己の存在を感じ・気づくことができれば、不登校からの回復につながる可能性が出てくる。外に出かけるきっかけを作ることとは簡単ではないものの、時間をかけてその子どもの持つ長所を一緒に探し、潜在化しているであろう興味・関心を顕在化させ、子どもがしたいこと・やりたいことを見つけ、したいこと・やりたいことに手を伸ばすことができるようになれば、助

けを求めて SOS を出すことの勇気が生まれ、その子どもは閉じられている心の窓を開き始めるであろう。

学校に行けるようになるには、最終的には、不登校児童生徒・不登校傾向の児童生徒に、人の役に立った・人から感謝された・人から認められた、という評価を実感する「自己有用感」³⁰⁾、自らの在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情としての「自己肯定感」³¹⁾を持たせることである。そのためにも、登校が無理であっても不登校になった初期から、少なくとも「早寝早起き朝ごはん」³²⁾のリズムは家族と協力して整える必要がある。この生活習慣を持ちこたえることが、学習意欲、体力、気力の低下を防ぎ、登校復帰のための大きな要因となる。

学校復帰の兆しが見えてきても、再登校を困難にしている要因として、不登校及び不登校の傾向にある児童生徒の学力不振の問題があり、「民間業者が提供する IT 教材を活用した学習・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習・教育支援センター作成の IT 教材を活用した学習・学校のプリントや通信教育を活用した学習・ICT 機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）」³³⁾の活用による学校に行かなくても学べる態勢・施策があることの安心感を講じることも本人にとって必用である。

なお、「教育機会確保法」¹⁴⁾で示された学校以外で行う多様で適切な学習活動の場としてのフリースクールの活用も考慮すべきである。

IV. 今後の課題

学校生活を起因とする人間関係をめぐる問題や学力不振等の問題は児童生徒に不安感や無気力感を生じさせ、その状況が続くと心とからだの健康をむしろ、自信が喪失し、自己有用感・自己肯定感が持たなくなり、自立心が阻害される。

文部科学省は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）（2016. 12. 14）で、「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする」とし、また、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）28 文科初第 770 号」（2016. 9. 14）では、不登校が生じないような学校づくりとして、「いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。」とした。

「4 不登校の背景と状況（表 4、表 6）」では、小学校、中学校とも不登校の要因として「いじ

めを除く友人関係をめぐる問題」が上位を占めているが、「いじめ」は不登校の大きな要因とはなっていない。

文部科学省は、令和元年（2019）8月に「不登校の原因や背景を詳細に把握するため、来年度、欠席が続く小中学生から学校などを介さずに、聞き取り調査を行う方針を固めた。不登校の児童生徒が5年連続で増加し、過去最多の14万人を超えている中、いじめや家庭状況などの背景を多面的に探ることで今後の対策につなげる。背景にあるのは、いじめの認知件数が2017年度、小中学校で約39万8000件と過去最多を記録し、過去最多となっているのに対し、学校側が挙げる不登校の理由では、「いじめ」の割合が極めて低い状況（2017年度と同調査（複数回答）で0.5%、723人であり、不登校の要因として挙げている数字と実態に大きな乖離があるとして、文部科学省では「不登校になった原因の本質を浮かび上がらせ、いじめの実態についても検証したい。いじめに伴う自殺という最悪の事態となることも防ぎたい」³⁴⁾としている。

このことは、学校での不登校に対する認識や対応に課題があると考えられ、正確で適切な認識や対応を可能とする「よく見つめる・よく話しかける・よく話を聴く」ことの実践が重要である。ただ、その実践力をどのようにして身につけるかという課題が残る。それは、講座や研修の受講で身につくものではなく、教師としての使命感を持ち、児童生徒に関心を持ち、児童生徒と真剣にかかわり、地道な努力を積み重ね、自分自身が人間として成長していく以外にないと考える。

そのためにも教師の児童生徒とかかわる時間の確保について教育行政の早急の施策が俟たれる。

V. さいごに

これからの教員養成においては、各教科の本質を踏まえた専門的知識や技能は必要としながらも、人工知能の機器を用いての個々の児童生徒にあった適切な授業を管理できる教員が求められるのではないだろうか。学校への人工知能の機器等の導入は効率のよい個々に応じた授業・学習を可能とし、このことにより不登校の主な要因である「不安の傾向・無気力の傾向・人間関係に係る問題・いじめ・学力不振」の中で「学業の不振」については軽減されていくと考える。

しかし、「勉強に対するモチベーションを高める・いじめに対応する・生き抜く力を身につけさせるのは人間にしかできないことである」³⁵⁾と指摘されるように、ロボットやコンピュータではできない、畏敬の念・五感・情緒・社会性・人間関係・夢・希望等を育み、いじめや不登校、不安や無気力に対応できるのは教師自身である。

教育基本法第1条では「心身ともに健康な国民の育成等」が、第2条では「豊かな情操と道徳心を培うと共に健やかな身体、自主及び自律の精神を養うこと等」が、第10条では「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって生活のために必要な習慣を身に付けさせる

と共に自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める等」が学校教育・家庭教育の目的・目標の一つとして明示され、また、学校教育法第21条では「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うと共に、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図る等」が法律に定められている。

これは機械ではなく人間の領域における行為であり、子どもの心とからだの健康の維持・増進に教師と親が重要な役割を担っている。それ故に、教師が児童生徒に声をかける・児童生徒の話しをよく聴く力を十分身につけ実践することが、好ましい人間関係の構築につながり、児童生徒の情緒を安定させ、学校で学ぶための基本となる心とからだの健康を維持・増進することにつながる。また、家庭における保護者の子育てについても子どもの自立に向けての人間的ふれあいが基本であり、本人自身の生きかたの追求も人間的営みの中で行われることであり、人工頭脳の機器のみでは解決できないことである。

近い将来において、人工頭脳等の機器による教育と人間による教育の相乗効果が期待される。しかし、教育と子育てにおいては、人間にしかできない領域があり、今後とも学校・家庭・本人の3要因を軸に不登校問題を考えていきたい。

文献

- 1) 厚生労働省：自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）2006. 6. 21
- 2) 厚生労働省：令和元年版自殺対策白書，2019. 7. 16
- 3) 文部科学省：児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）令元初児生第7号，2019. 6. 6
- 4) 文部科学省：子どもに伝えたい自殺予防及び子どもの自殺等の実態分析について，児童生徒の自殺防止に関する研究調査協力者会議，2014. 7. 1
- 5) Broadwin, I. T.: A contribution to the study of truancy. The American Journal of Orthopsychiatry. 2: 253-259, 1932.
- 6) Johnson, A. M. et al.: School phobia. The American Journal of Orthopsychiatry Vol. 11(4) : 702-711, 1941.
- 7) Warren, W.: Acute neurotic breakdown in children with refusal to go to school. Archives of Diseases of the child. 23: 266-272, 1948.
- 8) 兵庫県教育委員会：子供の心の健康第2集，教育資料（昭和57年度第16号）3, 1983. 3
- 9) 文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について，2018. 10. 25
- 10) 文部科学省：不登校生徒に関する追跡調査研究会，不登校に関する実態調査～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～，2014. 7. 9
- 11) 文部科学省：学校基本調査の手引き，2019. 3. 31
- 12) 文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について，2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018. 10. 25
- 13) 文部科学省：登校拒否（不登校）問題について－児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して－学校不適能対策調査研究協力者会議報告（概要），1992. 3. 13
- 14) 文部科学省：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律平成28年法律105号，2016. 12. 22
- 15) 齋藤充子：不登校に関する諸問題－台湾における不登校児童生徒に対する教員の認識と関りについて

不登校に関する諸問題

- － 活水女子大学活水論文集 第 59：51-65, 2016. 3. 31
- 16) 齋藤充子：不登校に関する諸問題－不登校児童生徒の減少に向けて－. 活水女子大学活水論文集 第 58：85-108, 2015. 3. 31
 - 17) 小西健次郎：学級革命－子どもに学ぶ教師の記録. 牧書房, 1955. 1. 30
 - 18) 壺井栄：二十四の瞳. 新潮社, 1999. 6. 5
 - 19) 金山健一：児童心理学特集 聞く力を育てる－子どもの心を聴く先生－：42-46. 金子書房, 2013. 12
 - 20) 齋藤佳昭：教育積小為大：45. 東京図書出版会, 2010. 3. 2
 - 21) 文部科学省：我が国の教員の現状と課題－TALIS 2018 結果より－.
Available at : http://www.mext.go.jp/component/b_menu/.../1418199_1.pdf Accessed August 20, 2019
 - 22) 文部科学省：保健体育審議会答申－生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について. 保健体育審議会答申, 1997. 9. 22
 - 23) 文部科学省：チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中教審第 185 号）. 文部科学省, 2017. 12. 21
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm Accessed September. 10. 2019
 - 24) Cooley, C. H. : Social Organization, A study of the larger mind. Charles Scribner's Sons : 23-50, 1909
 - 25) 山本紹之介：やる気を育てる親の力. 学校法人阪急学園教育文化センター, 1987
 - 26) 佐藤淑子：日本の子どもと自尊心－自己主張をどう育むか－. 中央公論, 2009. 2. 15
 - 27) 星一郎：アドラー博士のやる気をひき出す子育て. 企画室, 1999. 12. 22
 - 28) 齋藤充子：養護教諭をめざすあなたに. 悠光堂, 2018. 3.
 - 29) 文部科学省：不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）28 文科初第 770 号. 文部科学省, 2016. 9. 14
 - 30) 国立教育政策研究所：生徒指導リーフ・自尊感情それとも自己有用感 Leaf. 18. 東京, 2015. 3
 - 31) 文部科学省：自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓ひらく子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）. 教育再生会議, 2017. 6. 1
 - 32) 早寝早起き朝ごはん全国協議会：早寝早起き朝ごはん パンフレット. 東京, 2006
 - 33) 文部科学省：不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について（事務連絡）. 文部科学省, 2018. 10. 1
 - 34) 読売新聞：不登校調査は学校介さず・来年度数百人聞き取り. 朝刊第 1 面, 2019. 8. 20
 - 35) PRESIDENT：田原総一郎◎次世代への遺言 33 神野元基 COMPASS 社長 プレジデント社 129, 2016. 9. 12